平成２９年（フ）第４２６号
千葉県柏市十余二380番地392　レオパレスＭＡモール209号
債務者　宮腰　光行
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月21日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第４２８号
千葉県鎌ケ谷市道野辺中央１丁目６番18―101号
債務者　末尾　初江
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月21日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第４０号
青森県五所川原市字蘇鉄42番地13
債務者　佐藤留里子
1　決定年月日時　平成29年７月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで　青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２９年（フ）第９７６号
愛知県瀬戸市塩草町98番地の75
債務者　秋田　博子
1　決定年月日時　平成29年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３７号
青森県つがる市森田町森田月見野334番地４森田団地２号、前住所青森県つがる市木造若宮43番地１　若宮団地６－２号
債務者　葛西　正志
1　決定年月日時　平成29年７月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで　青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２９年（フ）第９７号
広島県福山市清水ケ丘21番９号、住民票上の住所広島県福山市沼隈町大字草深1881番地１フェリーチェ103
債務者　力石　慎也
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第８２６号
名古屋市北区上飯田東町１丁目36番地
債務者　堀尾　昭子
1　決定年月日時　平成29年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１９５号
沖縄県那覇市壺川３丁目４番地24　ＣＯＺＹ壺川503
債務者　福原千鶴子
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第５６号
山口市小郡下郷815番地６　コーポビル301号
債務者　河島　　徹
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで　山口地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１０３７号
札幌市中央区南２条西26丁目１番１―208号
債務者　片見　尚宏
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１０５５号
札幌市白石区平和通３丁目南１番30―301号
債務者　竹田　美人
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１０７２号
札幌市豊平区月寒東２条５丁目９番６―305号
債務者　斉藤　達行
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１０７５号
札幌市北区新川３条13丁目３番30―905号
債務者　池田　　猛
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１０８６号
札幌市中央区北４条西17丁目１番地15　グレイス美術館通プレーディオ601号
債務者　大槻　陵子（旧姓菅野・山崎）
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１０９０号
札幌市西区八軒10条東４丁目１番８号　コーポリラ201号
債務者　石垣　幸子（旧姓竹中）
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１０９１号
札幌市西区西野１条２丁目６番１号　メゾンオーエヌ202号
債務者　岡本　夏実
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１０９７号
札幌市南区藤野２条11丁目１番５号　ルーベデンス藤野105号
債務者　村口　照雄
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部